

第1章 総則

第3節 計画の修正

みなべ町防災会議条例 平成16年10月1日 条例第122号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、みなべ町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) みなべ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は20人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) その他町長が任命する者

6 前項第7号及び8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

第2章 災害予防計画

第1節 水害防止計画

第1項 河川防災計画

知事管理河川重要水防箇所

番号	水系	河川名	総延長(m)	場所	岸	重要度
1	南部川	南部川	2,500	西本庄橋下流～共和新橋	左	A
2	南部川	南部川	3,340	西本庄橋下流～南部橋上流60m	右	A
3	南部川	南部川	300	向平橋～下流300m	右	A
4	南部川	辺川	500	辺川宮～南部川合流点	右	A
5	南部川	辺川	500	辺川宮～南部川合流点	左	A
6	南部川	高野川	500	高野区民会館前～市井川合流点	左	B
7	南部川	古川	2,700	県道中芳養南部線金珠橋下流～ J R高架	左	A
8	南部川	古川	2,700	県道中芳養南部線金珠橋下流～ J R高架	右	A
9	東岩代川	東岩代川	250	橋本橋～新木下橋	左	A
10	東岩代川	東岩代川	250	橋本橋～新木下橋	右	A

注) A 最も重要と思われる箇所

B 次に重要と思われる箇所

C やや重要と思われる箇所

(資料:総務課)

重要な水こう門

水防上重要なダム、水こう門は、下記のとおりである。

水防管理団体は、ダム、水こう門の規模、能力等を熟知し、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとし、ダム、水こう門の管理者は、常に当該施設が十分に機能を発揮できるようにしておくと共に、特に水防時には適正な操作を行い水害の軽減、防止に努める。

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
南部川	片山水門	みなべ町谷口	みなべ町	谷口区長 出立敏博 0739-74-2764	危険水位に達した場合 合閉門
"	八斗田水門	みなべ町筋	"	筋区長 渡口至朗 0739-74-2823	"
"	島之瀬ダム	みなべ町島之瀬	農林水産省	島之瀬ダム管理職員	ダム管理規定
古川	からす樋門	みなべ町新殿開	みなべ町	田口弥寿夫 0739-72-2285	自動転倒ゲート

(資料:総務課)

第2項 ため池防災計画

警戒を要するため池箇所

番号	ため池名	所在地	堤長(m)	堤高(m)	受益面積 (ha)	想定被害 面積(ha)	民家戸数 (戸)	公共施設 等	指定基準
7	五反池	芝	70.0	10.0	6.0	10.0	160	JR南部駅 県道 町営住宅	C
3 2	古池	東岩代	48.0	11.0	10.0	5.0	0	町道	C
1 2	大谷池	晩稲	58.0	12.0	1.0	25.0	12	町道	C
1 7	小倉谷池	東本庄	55.0	8.5	1.2	12.0	43	町道	C

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編)

第2節 土砂災害予防計画

第1項 砂防防災計画

土石流危険箇所

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
5-388-1-001	南部川	南部川	支溪	筋	0.14	15936
5-388-1-002	南部川	南部川	支溪	西本庄	2.76	30426
5-388-1-003	南部川	南部川	支溪	西本庄	0.02	4508
5-388-1-004	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.016	8009
5-388-1-005	南部川	高野川	支溪	高野	0.58	13360
5-388-1-006	南部川	高野川	支溪	高野	0.56	10632
5-388-1-007	南部川	高野川	支溪	高野	0.16	5967
5-388-1-008	南部川	高野川	支溪	高野	0.12	31438
5-388-1-009	南部川	市井川	支溪	市井川	1.13	13238
5-388-1-010	南部川	市井川	支溪	土井	0.09	25953
5-388-1-011	南部川	南部川	支溪	滝	0.56	16923
5-388-1-012	南部川	南部川	支溪	島之瀬	0.03	19190
5-388-1-013	南部川	軽井川	支溪	清川	0.47	8121
5-388-1-014	南部川	南部川	支溪	清川	0.25	9403
5-388-1-015	南部川	南部川	支溪	清川	0.53	8094
5-388-1-016	南部川	南部川	支溪	清川	0.34	6173
5-388-1-017	南部川	南部川	支溪	島之瀬	0.03	18007
5-388-1-018	南部川	南部川	支溪	島之瀬	0.05	22982
5-388-1-019	南部川	南部川	支溪	島之瀬	0.08	24082
5-388-1-020	南部川	南部川	支溪	東本庄	0.04	12432
5-388-1-021	南部川	辺川	支溪	東本庄	0.021	4670
5-388-1-022	南部川	辺川	支溪	東本庄	2.18	13452
5-388-1-023	南部川	辺川	支溪	東本庄	0.65	20993
5-388-1-024	南部川	南部川	支溪	東本庄	0.4	40401
5-388-1-025	南部川	南部川	支溪	東本庄	0.05	7728
5-388-1-026	南部川	南部川	支溪	東本庄	0.03	5781
5-388-1-027	南部川	古川	支溪	晩稻	1.52	109351
5-388-1-028	南部川	古川	支溪	熊岡	0.21	13688
5-389-1-001	西岩代川	西岩代川	右支溪	西岩代	0.13	13910
5-389-1-002	西岩代川	西岩代川	左支溪	西岩代	0.096	17024
5-389-1-003	西岩代川	西岩代川	左支溪	西岩代	0.04	18909
5-389-1-004	-	本川	-	西岩代	0.014	15549
5-389-1-005	-	本川	東谷	西岩代	0.027	20010
5-389-1-006	東岩代川	東岩代川	西谷	東岩代	0.024	30710
5-389-1-007	-	本川	-	山内	0.142	7136

5-389-1-008	堺川	堺川	堺川	堺	0.6	45617
5-388-2-001	南部川	南部川	支溪	筋	0.05	7577
5-388-2-002	南部川	南部川	支溪	西本庄	1.67	64444
5-388-2-003	南部川	玉川	支溪	西本庄	0.13	5780
5-388-2-004	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.1	4412
5-388-2-005	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.08	4492
5-388-2-006	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.11	11406
5-388-2-007	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.04	12415
5-388-2-008	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.04	6212
5-388-2-009	南部川	玉川	支溪	熊瀬川	0.008	3636
5-388-2-010	南部川	玉川	支溪	西本庄	0.05	2892
5-388-2-011	南部川	玉川	支溪	西本庄	0.03	3679
5-388-2-012	南部川	玉川	支溪	西本庄	0.23	7696
5-388-2-013	南部川	玉川	支溪	西本庄	0.14	8095
5-388-2-014	南部川	高野川	支溪	高野	0.05	7101
5-388-2-015	南部川	高野川	支溪	高野	0.05	7997
5-388-2-016	南部川	市井川	支溪	市井川	0.09	14034
5-388-2-017	南部川	市井川	支溪	市井川	0.14	5356
5-388-2-018	南部川	市井川	支溪	市井川	0.28	18182
5-388-2-019	南部川	市井川	支溪	市井川	0.021	7175
5-388-2-020	南部川	市井川	支溪	市井川	0.07	5651
5-388-2-021	南部川	市井川	支溪	市井川	0.041	9494
5-388-2-022	南部川	市井川	支溪	土井	0.1	10770
5-388-2-023	南部川	高野川	支溪	滝	0.03	6854
5-388-2-024	南部川	南部川	支溪	滝	0.06	7138
5-388-2-025	南部川	南部川	支溪	滝	0.49	5486
5-388-2-026	南部川	神野川	支溪	東神野川	0.03	5152
5-388-2-027	南部川	神野川	支溪	東神野川	0.09	4705
5-388-2-028	南部川	神野川	支溪	東神野川	0.6	3966
5-388-2-029	南部川	神野川	支溪	東神野川	0.06	3219
5-388-2-030	南部川	南部川	支溪	東神野川	0.24	10474
5-388-2-031	南部川	木の川	支溪	清川	0.02	4215
5-388-2-032	南部川	軽井川	支溪	清川	1.59	6778
5-388-2-033	南部川	軽井川	支溪	清川	0.19	5057
5-388-2-034	南部川	南部川	支溪	清川	0.04	4664
5-388-2-035	南部川	南部川	支溪	清川	0.03	6680
5-388-2-036	南部川	南部川	支溪	清川	0.03	9511
5-388-2-037	南部川	南部川	支溪	清川	0.27	4781
5-388-2-038	南部川	南部川	支溪	清川	0.2	11810

5-388-2-039	南部川	南部川	支溪	清川	0.45	12154
5-388-2-040	南部川	南部川	支溪	清川	0.29	14235
5-388-2-041	南部川	南部川	支溪	清川	0.17	12382
5-388-2-042	南部川	南部川	支溪	清川	0.09	12201
5-388-2-043	南部川	南部川	支溪	清川	0.08	11428
5-388-2-044	南部川	南部川	支溪	清川	0.08	8110
5-388-2-045	南部川	南部川	支溪	島之瀬	0.11	16874
5-388-2-046	南部川	南部川	支溪	広野	0.02	9224
5-388-2-047	南部川	辺川	支溪	東本庄	0.04	9432
5-388-2-048	南部川	辺川	支溪	東本庄	0.05	3714
5-388-2-049	南部川	辺川	支溪	東本庄	0.25	2071
5-388-2-050	南部川	古川	支溪	東本庄	0.06	11733
5-388-2-051	南部川	古川	支溪	東本庄	0.05	11528
5-388-2-052	南部川	古川	支溪	晩稲	0.02	5544
5-388-2-053	南部川	古川	支溪	晩稲	0.12	9101
5-388-2-054	南部川	古川	支溪	晩稲	0.056	8675
5-388-2-055	南部川	古川	支溪	晩稲	0.17	8696
5-388-2-056	南部川	古川	支溪	熊岡	0.11	12304
5-388-2-057	南部川	古川	支溪	熊岡	0.26	16946
5-389-2-001	-	本川	-	西岩代	0.06	19078
5-389-2-002	-	本川	-	西岩代	0.04	18456
5-389-2-003	西岩代川	西岩代川	右支溪	西岩代	0.12	20100
5-389-2-004	西岩代川	西岩代川	右支溪	西岩代	0.18	13091
5-389-2-005	西岩代川	西岩代川	越谷	西岩代	0.62	42287
5-389-2-006	西岩代川	西岩代川	右支溪	西岩代	0.31	19728
5-389-2-007	西岩代川	西岩代川	羽柿谷	西岩代	0.025	5105
5-389-2-008	西岩代川	西岩代川	西岩代川	西岩代	3.13	42304
5-389-2-009	西岩代川	池ノ谷	左支溪	西岩代	0.054	5171
5-389-2-010	西岩代川	池ノ谷	池ノ谷	西岩代	0.8	80297
5-389-2-011	-	本川	-	西岩代	0.12	17097
5-389-2-012	東岩代川	東岩代川	右支溪	東岩代	0.12	9890
5-389-2-013	東岩代川	東岩代川	汐ヶ谷	東岩代	0.37	8005
5-389-2-014	東岩代川	東岩代川	左支溪	東岩代	0.15	9108
5-389-2-015	-	本川	-	山内	0.13	11034
5-389-3-001	-	東岩代川	支溪	東岩代	0.31	9795
5-389-3-002	-	東岩代川	支溪	東岩代	0.36	4346
5-389-3-003	-	東岩代川	支溪	東岩代	0.41	11576

(資料：県土整備部 河川・下水道砂防課 平成18年3月)

第2項 山地防災計画

山腹崩壊危険地区一覧

種別	地区番号	地区(大字・字)	危険地面積(ha)	備考
山腹崩壊危険地区	388-1	熊瀬川・西垣内	2.00	未着手
	388-2	熊瀬川・西垣内	1.00	未着手
	388-3	熊瀬川・大串	10.00	未着手
	388-4	市井川・上栗原	1.00	未着手
	388-5	市井川・虫野	3.00	未着手
	388-6	市井川・井ノ谷	1.00	未着手
	388-7	市井川	1.00	未着手
	388-8	市井川・栗原	3.00	
	388-9	滝・栗原	2.00	
	388-10	滝・西	6.00	
	388-11	広野・広野	2.00	
	388-12	広野・上細野	1.00	
	388-13	滝・滝	2.00	
	388-14	滝・裏垣内	1.00	
	388-15	滝・向平	2.00	
	388-16	東神野川・向イ平	1.00	
	388-17	嶋ノ瀬・黒松	1.00	
	388-18	東神野川・東神野川	3.00	
	388-19	清川・小峠	5.00	
	388-20	清川・長滝	1.00	
	388-21	清川・宮ノ門	3.00	
	388-22	清川・ナゴラ	1.00	
	388-23	清川・ザレ	1.00	
	388-24	清川・東谷口	1.00	
	388-25	清川・軽井川	1.00	
	388-26	清川・軽井川	2.00	
	388-27	清川・中皮瀬	1.00	
	388-28	清川・大橋	2.00	
	388-29	清川・笹ノ谷	1.00	
	388-30	東本庄・井戸ヶ谷	2.00	
	388-31	西本庄・玉	1.00	
	388-32	西本庄・瓜谷	1.00	
	388-33	晩稲・大谷	1.00	
	388-34	東本庄・城六	1.00	
	388-35	西本庄・受領	3.00	
	388-36	受領	1.00	
	388-37	市井川・下木台谷	5.00	H10追加箇所
389-1	西岩代・畑ヶ谷	1.00		
389-2	西岩代・西中村	1.00		
389-3	東岩代・松の池	1.00		
389-4	東岩代・広畑	1.00		
389-5	東岩代・東中村	1.00		
389-6	東岩代・中根	1.00		
389-7	東岩代・向山	1.00		
389-8	埴田・橋詰	1.00		
	計		85.00	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

崩壊土砂流出危険地区

種別	地区番号	地区（大字・字）	危険地面積（ha）	備考	
崩壊土砂流出危険地区	388-1	土井	0.18		
	388-2	広野・勘解由寺	0.27		
	388-3	広野・嶋之瀬	0.27		
	388-4	神野川	0.15		
	388-5	清川・木ノ川	0.06		
	388-6	清川・軽井川	0.90		
	388-7	清川・軽井川	0.45		
	388-8	清川・中皮瀬	0.36		
	388-9	清川・大橋丈の谷	0.24		
	388-10	清川・大橋又の谷	0.81		
	388-11	清川・谷口	0.63		
	388-12	清川・柚子	0.63		
	388-13	西本庄・奥谷	2.40		
	388-14	筋・野原谷	0.36		
	388-15	筋・野原谷	1.68		
	388-16	筋・奥鷺ヶ谷	1.02		
	388-17	筋・実相寺奥	0.36		
	388-18	東本庄・本郷	0.41		
	389-1	西岩代・戸中	0.74		
	389-2	西岩代・戸仲	0.15		
	389-3	西岩代・畑ヶ谷	0.54		
	389-4	東岩代・中根	0.30		
	389-5	東岩代・広畑	0.31		
	389-6	東岩代・広畑	0.77		
		計		13.99	

第3項 地すべり防止計画

地すべり危険箇所

管理者	箇所番号	箇所名	位置	面積 (ha)	地滑り防止区域 指定年月日
国交省所管	494	東岩代	岩代	8.19	H7.07.24 1,397
	364	根笹	根笹	22.00	
	365	受領	根笹	10.00	
	366	東本庄	東本庄	6.00	
	367	久地	東本庄	3.00	
	368	方丈	方丈	5.00	
	371	上ノ尾	上ノ尾	9.00	
	389	瓜谷	瓜谷	7.00	
	370	片山	片山	4.00	
	369	前谷	前谷	5.00	
	372	野原谷	野原谷	6.00	
	447	軽井川	中寅端	8.00	
農水省所管	52	野原谷	筋、野原	45.00	
	53	上ノ尾	晩稲、上ノ尾	48.00	

(資料：県土整備部 河川・下水道砂防課 平成18年3月)

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第4項 急傾斜地崩壊防止計画

急傾斜地崩壊は、土砂災害の中で最も発生確率の高いものであり、その予防対策は重要である。急傾斜危険箇所は町内に372箇所あり、その内13箇所が急傾斜危険区域の指定を受けている。逐次区域指定を行い、防災工事を実施しているが、集中豪雨等に対する警戒避難等の配慮が重要である。

急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
1250	1	実相寺	筋	40	36	170		
1252	1	筋	筋	30	10	260	S61.11.13	765
1256	1	上ノ段2	広野	45	40	110		
1261	1	五条	東本庄	45	34	350	H3.01.11	18
1264	1	西垣内	東本庄	35	20	160	H4.11.17	777
1265	1	六十川	東本庄	35	30	130		
1267	1	片山1	東本庄	40	35	190		
1268	1	西谷1	東本庄	30	45	75		
1269	1	半田	西本庄	45	64	160		
1270	1	宮	西本庄	40	30	300		
1272	1	下五味	東本庄	48	25	105		
1273	1	丸山4	西本庄	40	60	250		
1276	1	上市井原	滝	35	125	95		
1277	1	弥多	滝	45	40	250	H8.04.05	388
1278	1	田向	滝	44	60	120		
1279	1	滝西	滝	40	100	140		
1281	1	堂垣内	熊瀬川	60	25	140		
1282	1	平	熊瀬川	35	30	170		
1284	1	下高野	高野	40	86	200		
1285	1	柿垣内	高野	40	40	200		
1286	1	芝垣内2	高野	40	60	260		
1287	1	串ノ浦	高野	30	96	150		
1288	1	永井	高野	60	52	90		
1289	1	一ヶ谷	市井川	40	80	290	H16.03.19	295
1292	1	島之瀬7	島之瀬	30	40	100		
1294	1	古垣内	東神野川	42	40	350		
1295	1	船越	東神野川	45	18	230	S62.07.16	487
1297	1	大野上	清川	40	60	220		
1299	1	上長滝中	清川	30	50	280		
1300	1	中宇呂住	清川	42	30	230		
1301	1	奥軽井川	清川	45	30	230	H3.11.19	793
1303	1	寺垣内	清川	31	70	100		
1304	1	泰中	清川	40	100	200		
1305	1	川口	清川	45	100	300		
1311	1	大橋・下角	清川	40	90	500		
1314	1	名萩・名之内	清川	30	25	150	H1.12.01	885
1317	1	尾葉奈	西岩代	35	30	155		
1319	1	西中村	西岩代	40	50	220		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
1323	1	寺の下	山内	35	30	180		
1324	1	猪之山	芝	35	20	140		
1325	1	西谷 2	堺	40	20	50		
1326	1	袖摺	堺	35	20	130		
2176	1	東二本松	晩稲	30	40	450		
4060	1	市井川 1	市井川	45	54	70		
4061	1	高野	高野	45	86	160		
4062	1	市井川 2	市井川	30	122	80		
4063	1	東神野川 4	東神野川	45	6	40		
4064	1	高野氷川 1	高野	40	66	170		
4065	1	高野氷川 2	高野	45	36	150		
4066	1	清川 1	清川	30	20	60		
4067	1	市井川 3	市井川	50	38	60		
4068	1	清川 2	清川	50	15	110		
4069	1	清川 3	清川	35	90	200		
4070	1	清川下大橋	清川	35	10	70		
4071	1	清川長滝	清川	30	90	70		
4072	1	島之瀬	島之瀬	37	65	60		
4073	1	滝 1	滝	50	40	180		
4074	1	滝 2	滝	30	45	130		
4075	1	東本庄六十川	東本庄	40	30	100		
4076	1	西本庄瓜谷	西本庄	45	20	105		
4077	1	市井川 4	市井川	50	52	130		
4078	1	西岩代戸仲	西岩代	40	70	160		
4079	1	西岩代西中村	西岩代	40	15	180		
4080	1	東岩代中根 1	東岩代	30	70	135		
4081	1	東岩代中根 2	東岩代	35	140	190		
4082	1	東岩代中根 3	東岩代	30	20	250		
4083	1	東岩代東中村	東岩代	39	90	70		
4084	1	埴田 1	埴田	38	24	230		
4085	1	埴田 2	埴田	36	24	70		
4086	1	堺	堺	56	15	270		
4727	2	清川洞 1	清川	35	40	50		
4728	2	清川洞 2	清川	35	60	120		
4729	2	清川洞 3	清川	35	70	70		
4730	2	清川洞 4	清川	30	30	110		
4731	2	市井川木台 1	市井川	45	88	100		
4732	2	市井川木台 2	市井川	40	108	90		
4733	2	清川木の川 1	清川	35	100	140		
4734	2	清川木の川 2	清川	35	40	80		
4735	2	市井川西畑 1	市井川	50	114	140		
4736	2	清川木の川 3	清川	38	30	60		
4737	2	市井川西畑 2	市井川	40	34	90		
4738	2	市井川西畑 3	市井川	45	146	75		
4739	2	清川木の川 4	清川	40	130	230		
4740	2	清川木の川 5	清川	30	70	50		
4741	2	清川木の川 6	清川	35	80	180		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
4742	2	市井川木台3	市井川	45	46	90		
4743	2	市井川西畑 4	市井川	50	112	210		
4744	2	市井川虫野 1	市井川	35	36	150		
4745	2	市井川虫野 2	市井川	45	74	70		
4746	2	虫野	市井川	45	144	100		
4747	2	清川奥軽井川 1	清川	35	170	100		
4748	2	市井川虫野 3	市井川	45	68	100		
4749	2	清川奥軽井川 2	清川	35	150	320		
4750	2	清川木の川 7	清川	35	90	100		
4751	2	高野氷川 5	高野	45	112	180		
4752	2	清川木の川 8	清川	40	130	150		
4753	2	高野氷川 6	高野	40	74	130		
4754	2	市井川虫野 4	市井川	45	48	80		
4755	2	清川奥軽井川 3	清川	45	60	170		
4756	2	高野氷川 3	高野	40	120	170		
4757	2	清川奥軽井川 4	清川	45	20	40		
4758	2	清川奥軽井川 5	清川	35	70	150		
4759	2	東神野川 1	東神野川	50	110	175		
4760	2	清川奥軽井川 6	清川	40	120	100		
4761	2	清川奥軽井川 7	清川	35	50	80		
4762	2	高野氷川 4	高野	50	102	90		
4763	2	市井川堂平 1	市井川	40	60	120		
4764	2	中家	清川	40	150	130		
4765	2	清川奥軽井川 8	清川	35	50	100		
4766	2	東神野川 2	東神野川	40	62	105		
4767	2	東神野川 3	東神野川	50	76	120		
4768	2	清川木の川 9	清川	30	100	70		
4769	2	高野大串 1	高野	40	50	50		
4770	2	東神野川	東神野川	40	136	350	H15.12.24	1357
4771	2	高野大串 2	高野	45	100	80		
4772	2	上石倉	清川	40	110	110		
4773	2	東神野川 5	東神野川	35	62	90		
4774	2	東神野川	東神野川	40	20	50	H15.12.24	1357
4775	2	五条	東神野川	40	18	70		
4776	2	清川 10	清川	40	80	80		
4777	2	違井上切	市井川	45	72	180		
4778	2	清川木の川 10	清川	35	70	150		
4779	2	東神野川 8	東神野川	50	86	140		
4780	2	市井川 5	市井川	50	66	120		
4781	2	清川木の川 11	清川	35	50	120		
4782	2	清川木の川 12	清川	40	70	150		
4783	2	市井川堂平 2	市井川	45	40	160		
4784	2	東神野川 9	東神野川	40	140	210		
4785	2	清川木の川13	清川	40	30	90		
4786	2	清川 11	清川	30	70	160		
4787	2	東神野川 10	東神野川	40	58	130		
4788	2	清川木の川 14	清川	40	90	130		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
4789	2	熊瀬川西垣内1	熊瀬川	40	84	100		
4790	2	熊瀬川西垣内 2	熊瀬川	45	64	140		
4791	2	西垣内 2	熊瀬川	65	40	140		
4792	2	楷	東神野川	40	126	150		
4793	2	熊瀬川西垣内 3	熊瀬川	35	30	60		
4794	2	滝入谷 1	滝	45	44	60		
4795	2	高野 2	高野	40	52	220		
4796	2	熊瀬川西垣内 4	熊瀬川	45	38	100		
4797	2	高野大串 3	高野	40	44	70		
4798	2	熊瀬川西垣内 5	熊瀬川	40	70	150		
4799	2	清川木の川 15	清川	40	38	130		
4800	2	清川 12	清川	35	60	60		
4801	2	清川木の川 16	清川	45	30	130		
4802	2	清川木の川 17	清川	40	15	130		
4803	2	清川 4	清川	60	40	40		
4804	2	清川下大橋 1	清川	35	50	100		
4805	2	熊瀬川西垣内 6	熊瀬川	45	68	130		
4806	2	熊瀬川西垣内 7	熊瀬川	50	36	65		
4807	2	土井 1	土井	40	52	120		
4808	2	土井 2	土井	45	42	60		
4809	2	東神野川 11	東神野川	30	100	120		
4810	2	滝入谷 2	滝	45	14	60		
4811	2	熊瀬川岡田 1	熊瀬川	40	74	60		
4812	2	東神野川 12	東神野川	40	100	140		
4813	2	清川名之内 1	清川	35	60	100		
4814	2	熊瀬川岡田 2	熊瀬川	40	86	270		
4815	2	清川下大橋 2	清川	40	50	40		
4816	2	清川下大橋 3	清川	35	50	130		
4817	2	後通り	東神野川	45	100	170		
4818	2	大谷	清川	30	30	120		
4819	2	熊瀬川岡田 3	熊瀬川	45	42	150		
4820	2	上の尾	清川	45	30	90		
4821	2	清川下大橋 4	清川	35	130	180		
4822	2	清川名之内 2	清川	40	25	50		
4823	2	平 1	清川	45	50	90		
4824	2	清川 5	清川	35	70	80		
4825	2	清川長滝 1	清川	30	50	160		
4826	2	清川 6	清川	40	60	60		
4827	2	滝入谷 3	滝	35	152	50		
4828	2	清川長滝 2	清川	45	60	100		
4829	2	熊瀬川岡田 4	熊瀬川	45	52	50		
4830	2	広野1	広野	30	30	80		
4831	2	清川長滝 3	清川	35	130	70		
4832	2	清川名之内 3	清川	35	30	90		
4833	2	熊瀬川岡田 5	熊瀬川	70	30	140		
4834	2	谷口 2	清川	40	50	100		
4835	2	大橋	清川	40	80	150	S63.07.28	510

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
4836	2	熊瀬川岡田6	熊瀬川	60	62	180		
4837	2	清川下大橋 5	清川	35	30	80		
4838	2	清川名之内 4	清川	40	10	70		
4839	2	清川 7	清川	35	70	200		
4840	2	下円藤	清川	30	20	50		
4841	2	常楽	清川	45	50	50		
4842	2	熊瀬川岡田 7	熊瀬川	45	50	80		
4843	2	滝沼川 1	滝	37	90	130		
4844	2	滝入谷 4	滝	40	72	130		
4845	2	島之瀬 1	島之瀬	45	35	90		
4846	2	清川名之内 5	清川	30	50	90		
4847	2	下垣内	清川	47	120	70		
4848	2	岡崎	清川	40	80	150		
4849	2	清川下大橋 6	清川	40	80	170		
4850	2	角仏	清川	40	90	220		
4851	2	清川大橋 1	清川	40	80	180		
4852	2	島之瀬 2	島之瀬	40	40	180		
4853	2	岡田	清川	35	30	70		
4854	2	熊瀬川岡田 8	熊瀬川	45	54	70		
4855	2	清川 8	清川	35	110	140		
4856	2	清川 9	清川	30	30	110		
4857	2	島之瀬 3	島之瀬	30	50	100		
4858	2	清川名之内 6	清川	50	15	60		
4859	2	酒屋	清川	30	50	90		
4860	2	清川名之内 7	清川	30	40	110		
4861	2	清川名之内 8	清川	30	25	110		
4862	2	清川名之内 9	清川	35	60	80		
4863	2	清川名之内 10	清川	35	70	30		
4864	2	桑畑	清川	40	80	160		
4865	2	清川下大橋 7	清川	30	80	70		
4866	2	芝 2	清川	40	50	100		
4867	2	沼川	滝	30	60	170		
4868	2	島之瀬 4	島之瀬	30	60	80		
4869	2	清川下大橋 8	清川	30	80	100		
4870	2	熊瀬川岡田 9	熊瀬川	40	24	60		
4871	2	広野 2	広野	30	50	100		
4872	2	清川大橋 2	清川	35	50	80		
4873	2	清川大橋 3	清川	30	40	90		
4874	2	清川大橋 4	清川	40	40	100		
4875	2	島之瀬5	島之瀬	30	70	80		
4876	2	大橋	清川	35	80	130	H10.04.17	544
4877	2	滝入谷 5	滝	45	48	80		
4878	2	島之瀬 6	島之瀬	60	120	150		
4879	2	滝沼川 2	滝	34	80	75		
4880	2	熊瀬川 1	熊瀬川	40	44	40		
4881	2	滝沼川 3	滝	30	70	100		
4882	2	熊瀬川 2	熊瀬川	45	14	110		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
4883	2	広野笹里1	広野	40	36	60		
4884	2	熊瀬川3	熊瀬川	55	60	100		
4885	2	熊瀬川4	熊瀬川	45	54	50		
4886	2	熊瀬川5	熊瀬川	60	48	70		
4887	2	熊瀬川6	熊瀬川	45	46	85		
4888	2	滝3	滝	45	78	90		
4889	2	熊瀬川7	熊瀬川	45	110	90		
4890	2	広野3	広野	45	80	75		
4891	2	上ノ湯	滝	40	17	80		
4892	2	広野笹里2	広野	30	18	60		
4893	2	広野笹里3	広野	30	42	100		
4894	2	島之瀬観解由寺	島之瀬	35	35	60		
4895	2	西本庄1	西本庄	45	120	100		
4896	2	西本庄2	西本庄	55	120	190		
4897	2	滝4	滝	45	64	100		
4898	2	西本庄3	西本庄	40	104	100		
4899	2	西本庄4	西本庄	30	86	70		
4900	2	東本庄	東本庄	55	18	70		
4901	2	田殿	西本庄	45	136	110		
4902	2	西本庄5	西本庄	40	30	70		
4903	2	西本庄6	西本庄	35	54	55		
4904	2	西本庄7	西本庄	50	70	140		
4905	2	西本庄8	西本庄	40	40	75		
4906	2	西本庄9	西本庄	45	80	90		
4907	2	東本庄受領	東本庄	40	50	65		
4908	2	西本庄10	西本庄	40	40	60		
4909	2	平野2	東本庄	45	48	110		
4910	2	東本庄六十川2	東本庄	40	60	110		
4911	2	西本庄11	西本庄	35	60	80		
4912	2	研矢	東本庄	45	20	90	H7.04.18	366
4913	2	東本庄辺川	東本庄	60	28	80		
4914	2	東本庄五味1	東本庄	45	60	120		
4915	2	東本庄五味2	東本庄	50	14	75		
4916	2	東本庄下五味	東本庄	50	75	175		
4917	2	水越	西本庄	45	86	230		
4918	2	東本庄上之段	東本庄	45	54	120		
4919	2	東本庄久地1	東本庄	60	60	110		
4920	2	東本庄久地2	東本庄	60	56	190		
4921	2	西本庄瓜谷1	西本庄	60	20	40		
4922	2	西本庄瓜谷2	西本庄	40	80	110		
4923	2	黒栖	晩稲	40	22	75		
4924	2	東大谷	晩稲	40	34	30		
4925	2	北小谷	谷口	45	42	35		
4926	2	清水原	晩稲	60	50	130		
4927	2	浦	晩稲	30	40	75		
4928	2	山口7	筋	45	30	44		
4929	2	大神宮前(2)	筋	60	16	220		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
4930	2	清川木の川18	清川	60	30	50		
4931	2	清川奥軽井川 9	清川	40	60	90		
4932	2	清川下大橋 9	清川	60	80	70		
4933	2	滝入谷 6	滝	40	52	70		
4934	2	熊瀬川 8	熊瀬川	50	56	60		
4935	2	西本庄 12	西本庄	60	30	60		
4936	2	東岩代久木 1	東岩代	45	35	130		
4937	2	東岩代久木 2	東岩代	42	22	80		
4938	2	東岩代久木 3	東岩代	34	12	50		
4939	2	松の地	東岩代	50	40	100		
4940	2	東岩代久木 4	東岩代	33	30	130		
4941	2	西岩代戸仲 1	西岩代	35	30	140		
4942	2	有の木	東岩代	35	15	60		
4943	2	西岩代戸仲 2	西岩代	70	20	110		
4944	2	東岩代有ノ木 1	東岩代	30	32	100		
4945	2	東岩代有ノ木 2	東岩代	30	32	50		
4946	2	東岩代久木 5	東岩代	30	64	150		
4947	2	東岩代	東岩代	38	25	110		
4948	2	東岩代久木 6	東岩代	60	18	55		
4949	2	東岩代久木 7	東岩代	40	76	270		
4950	2	戸仲	西岩代	41	46	210		
4951	2	西岩代 1	西岩代	33	30	140		
4952	2	西岩代 2	西岩代	38	48	330		
4953	2	西岩代 3	西岩代	30	20	50		
4954	2	西岩代 4	西岩代	41	18	70		
4955	2	向山	西岩代	35	28	80		
4956	2	羽柿谷	西岩代	33	32	210		
4957	2	東岩代東中村 1	東岩代	45	27	72		
4958	2	西岩代向山 1	西岩代	31	30	140		
4959	2	東岩代東中村 2	東岩代	36	25	70		
4960	2	東岩代山内	山内	32	30	70		
4961	2	東岩代東中村 3	東岩代	37	30	75		
4962	2	西岩代向山 2	西岩代	36	42	140		
4963	2	西岩代 5	西岩代	38	24	60		
4964	2	東岩代東中村 4	東岩代	39	24	100		
4965	2	山内井谷	山内	45	15	130		
4966	2	山内 1	山内	40	36	190		
4967	2	山内 2	山内	34	44	85		
4968	2	山内 3	山内	34	34	44		
4969	2	堺 2	堺	33	20	170		
2678	3	清川奥軽井川	清川	33	26	140		
2679	3	清川 25	清川	37	76	170		
2680	3	清川 26	清川	37	166	140		
2681	3	清川 27	清川	42	124	130		
2682	3	清川 28	清川	36	130	160		
2683	3	清川 31	清川	35	90	110		
2684	3	清川 29	清川	39	48	120		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
2685	3	市井川6	市井川	38	62	100		
2686	3	清川 30	清川	39	104	150		
2687	3	市井川 7	市井川	30	92	120		
2688	3	土井	土井	33	66	200		
2689	3	清川名之内	清川	39	64	390		
2690	3	清川 13	清川	37	106	120		
2691	3	清川 14	清川	40	66	120		
2692	3	東神野川 13	東神野川	38	70	110		
2693	3	清川 15	清川	43	92	250		
2694	3	清川 17	清川	37	104	280		
2695	3	清川 16	清川	37	104	220		
2696	3	清川 19	清川	30	52	200		
2697	3	清川 18	清川	40	42	120		
2698	3	清川 20	清川	35	64	130		
2699	3	滝入谷 7	滝	37	100	190		
2700	3	清川 21	清川	34	48	130		
2701	3	東神野川 14	東神野川	36	72	220		
2702	3	清川 22	清川	39	106	310		
2703	3	清川 23	清川	39	74	110		
2704	3	清川 24	清川	40	76	390		
2705	3	滝入谷 8	滝	32	76	150		
2706	3	熊瀬川 9	熊瀬川	37	68	170		
2707	3	熊瀬川 10	熊瀬川	41	122	260		
2708	3	熊瀬川 11	熊瀬川	37	60	140		
2709	3	西本庄 13	西本庄	40	58	200		
2710	3	西本庄 14	西本庄	40	92	280		
2711	3	西本庄 15	西本庄	40	100	170		
2712	3	西本庄 16	西本庄	36	88	340		
2713	3	東本庄久地 6	東本庄	35	90	240		
2714	3	東本庄 2	東本庄	46	52	100		
2715	3	西本庄 17	西本庄	37	156	100		
2716	3	西本庄 18	西本庄	42	54	120		
2717	3	西本庄 19	西本庄	35	92	350		
2718	3	西本庄20	西本庄	31	42	190		
2719	3	東本庄久地 7	東本庄	40	58	200		
2720	3	東本庄久地 3	東本庄	31	42	200		
2721	3	東本庄久地 4・五条	東本庄	41	52	120		
2722	3	西本庄瓜谷 3	西本庄	44	86	600		
2723	3	東本庄久地 5	東本庄	41	52	120		
2724	3	西本庄宮	西本庄	39	40	320		
2725	3	谷口片山	谷口	33	84	360		
2726	3	西岩代戸仲 8	西岩代	39	56	150		
2727	3	西岩代戸仲 9	西岩代	37	46	180		
2728	3	西岩代戸仲 3	西岩代	39	48	190		
2729	3	東岩代 1	東岩代	31	102	230		
2730	3	西岩代戸仲 4	西岩代	35	64	130		
2731	3	西岩代戸仲 5	西岩代	41	26	200		

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
2732	3	西岩代戸仲6	西岩代	35	62	200		
2733	3	東岩代2	東岩代	43	74	170		
2734	3	西岩代戸仲7	西岩代	30	44	210		
2735	3	東岩代3	東岩代	30	148	390		
2736	3	山内	山内	33	26	210		

(資料：県土整備部 河川・下水道砂防課 平成18年3月)

第3節 海岸防災計画

海岸重要水防箇所

海岸名	所在地	延長	備考
南部	南部	417m	漁港 / 農水省所管
埴田	埴田	505m	国交省所管

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第5節 漁港・漁村防災計画

みなべ町の漁港箇所

漁港名	所在地	種別	備考
南部漁港	埴田	1種	
大目津漁港	山内	1種	
岩代漁港	東岩代	1種	
堺漁港	堺	2種	

(資料：)

第6節 道路防災計画

道路危険予想箇所(一般国道、主要地方道、一般県道)

路線名	要対策箇所数	要対策延長(m)	備考
田辺龍神線	3	114	
田辺印南線	1	38	
たかの金屋線	6	289	
滝切目停車場線	8	511	
芳養清川線	1	88	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第7節 火災予防計画

火災発生状況

発生年	総数	建物	林野	その他
平成13年	13	10	1	2
平成14年	6	3	0	3
平成15年	6	3	1	2
平成16年	8	3	2	3
平成17年	12	7	5	0

(和歌山県統計年鑑・県消防保安課)

第9節 都市防災化計画

都市計画道路の現況

都市計画道路名	計画延長	改良済延長
北道埴田線	1.0 km	0.88 km
南道新庄線	0.95 km	0 km
南部停車場線	0.33 km	0.33 km
山手線	1.62 km	1.11 km
国道424号	1.56 km	0.88 km
新庄芝崎線	1.02 km	0.68 km
高規格幹線道路 南部白浜線	2.25 km	—
合計	8.73 km	3.88 km

(資料：建設課)

都市計画公園の現況

都市計画公園名	種別	計画面積	供用面積	供用率
埴田公園	街区公園	0.07 ha	0.07 ha	100 %
片町公園	街区公園	0.06 ha	0.06 ha	100 %
合計	—	0.13 ha	0.13 ha	100 %

(資料：建設課)

第10節 建造物災害予防計画

主要公共建物状況(建築面積1,000m²以上)

場号	施設名	所在地	主体構造	階層	建築年	床面積	
				地上階数		建築面積 (1階床面積)	延床面積
1	みなべ町本庁	芝742	鉄骨造	3階	H14	1,265.00	3,354.00
2	上南部保育所	東本庄98-1	鉄骨	1階	S52	1,012.00	1,012.00
3	みなべ町保健福祉センター	東本庄100	鉄筋コンクリート	2階	H10	1,267.93	2,569.05
4	みなべ浄化センター	芝736-2	鉄筋コンクリート	2階	H13	2,635.90	5,036.30
5	南部小学校 体育館	北道289	鉄筋コンクリート	1階	S52	1,229.00	1,229.00
6	上南部小学校 校舎	谷口549	鉄筋コンクリート	3階	H10	1,806.00	4,354.00
7	上南部小学校 体育館	谷口549	鉄筋コンクリート	2階	S60	1,060.00	1,172.00
8	南部中学校 校舎	芝510	鉄筋コンクリート	3階	S37~50	1,303.69	3,456.00
9	南部中学校 体育館	芝510	鉄筋コンクリート	2階	H7	1,331.00	1,531.00
10	上南部中学校 校舎	東本庄91	鉄筋コンクリート	3階	S49	1,226.00	2,486.00
11	高城中学校 屋体	滝81	鉄骨	1階	H3	1,053.00	1,074.00

(資料：総務課)

第12節 文化財災害予防計画

県指定文化財

NO	種 別	名 称	所 在 地	備考
1	史 跡	岩代の結松（有間皇子の結松）	西岩代	
2		岩代王子跡	西岩代	
3		千里王子跡	山内	
4		三鍋王子跡	北道	
5	無形民俗文化財	岩代の子踊り	東岩代・西岩代	
6		光明寺の六斎念仏	八幡神社 晩稲	
7		名之内の獅子舞（清川天宝神社）	清川	
8		紀州備長炭製炭技術（日高郡以南地方）	みなべ町	
9	有形文化財（建造物）	安養寺の自然石板状卒塔婆	芝	
10		須賀神社本殿三棟・附棟札	西本庄	
11	有形文化財 （美術工芸品）	刀 銘於南紀重国造之	個人蔵	
12		刀 銘於南紀重国造之	個人蔵	
13	名勝天然記念物	千里の浜	山内	
14	天然記念物	丹河地蔵堂のイチョウ	北道	
15		小殿神社のイスノキの純林	晩稲	
16	有形民俗文化財	西岩代八幡神社の回舞台（長床）	西岩代	

町指定文化財

NO	種 別	名 称	所 在 地	備考
1	天然記念物	堺地蔵堂のソテツ	堺	
2		西岩代川口のハマボウの群落	西岩代	
3		南高梅の母樹	気佐藤 (JAみなべいなみ)	
4		勝専寺のソテツ	南道	
5		鹿島神社のヤマモモ	埴田	
6		鹿島	埴田	
7		東岩代八幡神社のクス	東岩代	
8		清川天宝神社境内のアサマリンドウ	清川	
9	史 跡	南部の台場跡	北道	
10		芝古墳	芝（安養寺）	
11		城山古墳跡	気佐藤	
12		熊代繁里の墓	山内	

13	史 跡	小目津古墳	山内	
14		大目津泊り遺跡	山内	
15		片倉峠の一里塚跡	山内	
16		東岩代古墳	東岩代	
17		市谷山城跡	西岩代	
18		花地氏一族の墓所	清川	
19		野辺氏一族の墓所	東本庄	
20		龍神氏一族の墓所	滝	
21		平須賀城跡	西本庄・東本庄	
22		高田の土居城跡	気佐藤	
23		山内繁樹の墓	芝	
24		徳本上人名号塔	芝	
25	一字一石宝篋印塔	東岩代		
26		南部峠の石造地藏像	山内	
27	彫 刻	常福寺の阿弥陀如来立像	堺	
28		木造薬師 1 2 神将像	埴田	
29		木造薬師如来座像	東吉田（芝）	
30		木造地藏菩薩坐像	芝（法伝寺）	
31		木造阿弥陀如来三尊立像	芝（安養寺）	
32		道林寺の木造毘沙門天立像	熊岡	
33		光明寺の誕生仏像	晩稲	
34		常楽観音堂の木造菩薩形立像	晩稲	
35		奥谷薬師堂の木造薬師三尊立像	西本庄	
36		安養寺の黒仏（恵心僧都坐像）	芝（安養寺）	
37		木造聖観音菩薩立像	光明寺（東岩代）	
38		超世寺の如来形坐像	筋	
39		須賀神社の木造神馬	西本庄	
40	絵 画	勝専寺の猩々画	南道	
41		御霊宮競馬図	西本庄（須賀神社）	
42		牛若弁慶図	西本庄（須賀神社）	
43		義経八双跳図	西本庄（須賀神社）	
44		騎馬武者図	西本庄（須賀神社）	
45		神社境内図	西本庄（須賀神社）	
46		神馬渡御図軸	西本庄（須賀神社）	
47		鯰図（ 1 ）	西本庄（極楽寺）	
48	鯰図（ 2 ）	西本庄（極楽寺）		
49	無形民俗文化財	天寶神社の住吉太鼓	清川	
50		南道のヤッコ行列	南道	
51		須賀神社の流鏝馬（競べ馬）	西本庄	
52		極楽寺虫送り	西本庄（極楽寺）	

53	無形民俗文化財	須賀神社だんじり囃	西本庄	
54	建造物	天宝神社本殿・附棟札	高野	
55		鹿島神社本殿	埴田	
56		鹿島の宝篋印塔	埴田	
57		自然石板状卒塔婆（三鍋王子社）	北道	
58		自然石板状卒塔婆（御旅所）	芝	
59		自然石板状卒塔婆（芝氏の墓）	芝	
60		安養寺の宝篋印塔	芝	
61	工芸品	勝専寺の一重切の一笛	南道	
62		超世寺梵鐘	筋	
63	書跡・典籍	宝物濫觴当山正当記	南道	
64		安養寺縁起	芝	
65		安養寺祭文	芝	
66		山内重賢の宝永大地震津波之記	埴田	
67		熊代繁里の嘉永大地震津波之記	埴田	
68		東岩代八幡神社の棟札	東岩代	
69		東岩代区有文書	東岩代	
70	考古資料	前谷出土打製（刃部磨製）石斧	筋前谷出土	
71		青蓮谷出土大型三角石包丁（2丁）	筋青蓮谷出土	
72		青蓮谷出土柱状片刃石斧（2丁）	筋田文字出土	
73		田文字出土松喰鶴文鏡	筋田文字出土	
74		田文字出土蔵骨器	筋田文字出土	
75		瓜谷出土蔵骨器	西本庄瓜谷出土	
76		西本庄出土菊花双雀鏡	西本庄出土	
77		熊岡経塚出土経筒	熊岡	
78		熊岡経塚出土青白磁合子	熊岡	
79		熊岡経塚出土刀子	熊岡	
80		熊岡大谷遺跡出土凹石（2点）	熊岡	
81	熊岡大谷遺跡出土石錘（1点）	熊岡		

（資料：総務課）

第13節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物災害予防計画

高压ガス・液化石油ガス関係販売所

販売所名称	所在地	備考
かね昌プロパン	西本庄 9 0 3	
紀州住設 株式会社	南道 5 4	
寺本ニコニコ屋	南道 5 4	
花光燃料店	北道 2 8 1	
南部食糧企業組合	北道 1 4 9 - 1 0	
みなべ農業協同組合	気佐藤 3 2 1 - 6	
有限会社 舩井商店	北道 2 7 7	

ガソリン関係販売所

販売所名称	所在地	備考
勝本石油店	晩稲 1 3 5 - 1	
田中石油店	清川 1 3 8 5	
出口石油有限会社	埴田 1 4 3 7	
土井石油店	谷口 5 8 3 - 4	
日本商事株式会社	北道 4 5 6	
花光燃料店	北道 2 8 1	
ミナベ石油	埴田 1 7 6 6	
三前商店株式会社	気佐藤 1 7 3 - 2 6	
宮本石油株式会社	北道 9 1	
吉本石油店	西本庄 7 9 8 - 3	

第14節 公共的施設災害予防計画

第1項 水道施設災害予防計画

上水道施設

水道名	所在地	施設名	施設概要
みなべ町上水道	気佐藤576-2	上水道水源地	取水井、取水設備、急速ろ過機、送水設備、滅菌設備、発電設備
	気佐藤398-9	第2水源地	取水井、導水設備、発電設備
	芝3	東部配水池	配水池(1500t)1基
	山内1627-2	西部配水池	配水池(400t)2基、緊急遮断弁
	山内431	中継ポンプ所	受水槽、送水設備、滅菌設備、発電設備
	東岩代1183	久木加圧ポンプ所	受水槽、送水設備

(資料：水道課)

簡易水道施設

水道名	所在地	施設名	施設概要
上南部簡易水道	谷口576	谷口浄水場(水源地)	取水井、取水設備、滅菌設備、送水設備
	晩稲932	晩稲中継ポンプ所	中継ポンプ設備
	晩稲911	晩稲配水池	緊急遮断弁(口径200) 配水池(450m ³ ×2基)
	西本庄1817-4	西本庄浄水場(水源地)	滅菌設備、濁度計
	東本庄1080-12	西本庄配水池	配水池(382.2m ³ ×1基)
	東本庄1737-5	受領中継所	受水槽、中継ポンプ設備
	東本庄1737-111	根笹配水池	配水池(50m ³ ×1基)
	西本庄1685	熊瀬川第1加圧ポンプ所	送水設備
	西本庄1686-2	熊瀬中継所	送水設備、滅菌設備
	熊瀬川365-1	熊瀬川配水池	配水池(60m ³ ×1基)
	熊瀬川422-1	熊瀬川第2加圧ポンプ所	送水設備
高城簡易水道	滝1727	滝水源地	取水設備
	滝469	滝浄水場	急速濾過機設備
	市井川1261-1	市井川浄水場	急速濾過機設備、滅菌設備
	土井418-3	市井川低区配水池	配水池(178m ³ ×1基)
	東神野川1745-3	東神野川浄水場	緩速濾過設備、滅菌設備
高野簡易水道	高野940-1	高野浄水場	緩速濾過設備、滅菌設備
清川簡易水道	清川1465-4	清川浄水場	緩速濾過設備、滅菌設備、送水設備
	清川1040	軽井川配水池	配水池(308m ³ ×1基)
	清川882	木ノ川加圧所	加圧ポンプ設備
	清川1611	上軽井川加圧所	加圧ポンプ設備
	清川3208-6	大橋中継所	送水設備、滅菌設備
	清川3607	名之内第1配水池	配水池(151m ³ ×1基)
	清川4366-2	名之内中継所	中継ポンプ設備
	清川4376-1	名之内第2配水池	配水池(30m ³ ×1基)

(資料：水道課)

第2項 下水道施設災害予防計画

排水施設

名称	施設名	施設概要	集水面積	延長	備考
都市下水路	埴田都市下水路	汚水幹線 汚水支線	31.5 ha	640 m	
	北道都市下水路	汚水幹線 汚水支線	14.0 ha	840 m	
	東吉田都市下水路	汚水幹線 汚水支線	99.0 ha	1,880 m	

(資料：下水道課)

下水道事業の概要

事業名	概 要			
みなべ町公共下水道事業	処理区域 194 ha、処理人口7,530人、 平成8年～24年度 185 ha (事業認可区域) 平成25年度完成を目標			
農業集落排水事業	地区名	計画面積	計画人口	使用開始
	西岩代	19.4 ha	560人	平成10年
	東岩代	17.3 ha	780人	平成11年
	受領	3.7 ha	190人	平成13年
	西本庄	24.8 ha	1150人	平成16年
	本郷	11.6 ha	610人	平成13年
	共和東	18.0 ha	1,570人	平成13年
	共和西	10.8 ha	340人	平成16年
	晩稻熊岡	49.2 ha	1,660人	平成17年

(資料：下水道課)

第3項 公衆電気通信施設災害予防計画

電気通信施設概要（NTT西日本）

事業所名	取扱所在地	電話番号	備考
南部ビル	日高郡みなべ町芝 498-2	0739-25-5394 (元町ビル)	

(資料：NTT西日本 和歌山支店)

第4項 電力施設災害予防計画

電力施設概要（関西電力）

名称	所在地	電話番号	備考
関西電力(株) 田辺営業所	田辺市あけぼの 2-10	0739-22-1212	
南部変電所	南部町西岩代 1446-3		田辺市湊1404-3 田辺電力システムセンター (0739-26-2704)
送電鉄塔			106基

(資料：関西電力田辺営業所)

第5項 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設状況（JR西日本）

名称	営業距離	橋梁	トンネル	踏切
西日本旅客鉄道(株)紀勢本線	9.7 km	36箇所	7箇所	5箇所

(資料：JR田辺保線区)

第16節 気象・地震観測施設整備計画

気象業務施設概要

種別	観測所	所在地	設置場所	所轄・ 所管	電話 番号	備考
雨量観測所	南部	みなべ町芝	みなべ町役場	みなべ町建設課	0739-72 -2015	テレメーター
	谷口	みなべ町谷口	みなべ町役場 第2庁舎	みなべ町建設課	0739-74 -3277	テレメーター
	清川	みなべ町清川	清川中学校	南紀用 水土地改良区	0739 74 3325	
	高野	みなべ町高野	高城高齢者センター前 グラウンド	日高振興局 建設部	0738-22 -3111	テレメーター
	清川	みなべ町清川	みなべ町役場 清川支所	みなべ町建設課	0739 - 76 - 2250	
	名之内	みなべ町清川	清川字下惣附	南紀用 水土地改良区	0739 74 3325	
	島之瀬	みなべ町島之瀬	島之瀬ダム 管理事務所	南紀用 水土地改良区	0739 74 3325	
	清川	みなべ町清川	千体地蔵の里 の脇の畑	日高振興局 建設部	0738-22 -3111	テレメーター
地震観測所	南部川	みなべ町土井43		和歌山地方 气象台		震度計
水位観測所	南部川 滝	みなべ町滝	高城橋下流10 m	日高振興局 建設部	0738-22 -3111	(テ)水晶無線式
	南部川 谷口	みなべ町谷口	須賀橋橋脚	"	"	(テ)半導体圧力式
	南部川 宇呂住	みなべ町清川	宇呂住橋上流 30m	南紀用 水土地改良区	0739 74 3325	
	南部川 島之瀬	みなべ町島之瀬	島之瀬ダム 管理事務所	"	"	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正) / 総務課)

第17節 防災救助施設等整備計画

第1項 消防施設整備計画

消防施設整備状況

施設名称		数量
指令車		
水槽式消防ポンプ自動車		
消防ポンプ自動車		1
小型動力ポンプ積載車		21
可搬式小型動力ポンプ		6
救急自動車		
資機材搬送車		
広報車		
その他		
無線局	基地局	
	中継局	
	移動局	
	携帯局	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

消防水利の現況

	消火栓 (基)	防火水槽			井戸	その他	計
		60m ³ 以上	40m ³ 以上 60m ³ 未満	40m ³ 未満			
消防団	411		55	5	26	13	510

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第2項 水防施設整備計画

水防施設現況

水防 倉庫 (箇所)	備蓄資材					水位観測所 (箇所)		雨量観測所 (箇所)	
	袋類 (袋)	杭 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	照明器 (台)	管理： 和歌山 県	管理： みなべ 町	管理： 和歌山 県	管理： みなべ 町
3	950	1,650	58	176	8	2	2	2	6

(資料：総務課)

第4項 救助物資等備蓄計画

応急物資備蓄状況

名称	場所	備蓄品名・数量等
みなべ町備蓄倉庫	植田930-2	毛布：800枚 ポリタンク：700個
岩代地区備蓄倉庫	西岩代1647-2	毛布：190枚

(資料：総務課)

第18節 情報収集伝達体制整備計画

第1項 防災行政無線整備計画

防災行政無線の現況

種別	名称	対象区域	設置年次	備考
F B - 防災	みなべ町防災行政無線（2局） ぼうさいみなべ 基地局2局 公用車22局 ハンディ機28局	みなべ町全域	平成7年3月	年1回の保守点検を実施

第19節 防災訓練計画

防災訓練の内容

訓練項目	実施時期	訓練内容	実施主体	備考
地震想定避難訓練	年1回	動員訓練、通信連絡訓練、避難場所への集合、消火訓練等	町	日高広域消防南部出張所、消防団、婦人防火クラブ、住民

第21節 自主防災組織整備計画

自主防災組織活動状況

組織名	所在地	整備状況	備考
婦人防火クラブ	17地区	構成員888人	

(資料：総務課)

第22節 災害時救急医療体制確保計画

町の地域災害医療センターとなる災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住所	電話番号
区域	御坊	国保日高総合病院	御坊市藺116の2	0738-22-1111
区域	田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄46-70	0739-22-5000

(資料：県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第3章 災害応急対策編

第1編 風水害編

第1節 防災組織計画

第1項 組織計画

みなべ町災害対策本部条例

平成16年10月1日

条例第123号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、みなべ町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

みなべ町災害対策本部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みなべ町災害対策本部条例(平成16年みなべ町条例第123号)第4条の規定に基づき、みなべ町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は収入役、教育長、総務課長、住民環境課長、税務課長、保健福祉課長、上下水道課長、産業課長、うめ課長、建設課長、検査室長、議会事務局長、教育次長、教育学習課長、消防団長並びに災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と認める者をもって充てる。

3 本部長は本務を総括する。

4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第3条 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(本部の組織)

第4条 本部に次の部を置く。

総務部、住民対策部、農業水産部、建設部、文教部、上下水道部、調査会計部、消防部

2 前項の各部に部長を置く。

(総務部)

第5条 総務部長は、災害時に本部長の命を受けて部の事務を掌理すると共に各部間の連絡調整に当たる。

2 総務部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(住民対策部)

第6条 住民対策部長は、災害時における災害救助及び医療防疫に関する事項を掌理する。

2 住民対策部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(農林水産部)

第7条 農林水産部長は、災害時における農林水産関係の被害に関する事項を掌握する。

2 農林水産部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(建設部)

第8条 建設部は、災害時における道路、橋梁等の被害に関する事項を掌握する。

2 建設部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(文教部)

第 9 条 文教部は、災害時における教育関係の被害に関する事項を掌握する。

2 文教部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(上下水道部)

第 10 条 上下水道部は、災害時における上下水道関係の被害に関する事項を掌握する。

2 上下水道部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(調査会計部)

第 11 条 調査会計部は、災害時における家屋の被害や義援金等に関する事項を掌握する。

2 調査会計部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成課の課員をもって充てる。

(消防部)

第 12 条 消防部は、災害時における消防水防に関する事項を掌理する。

2 消防部の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、班に班長を置き、構成団員をもって充てる。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるほか本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長及びみなべ町地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条、第8条関係）

みなべ町災害対策本部編成及び事務分掌

部名	部長	班名	班長	事務分掌
総務部	総務課長	総務班 議会事務局班	議会事務局長 防災担当副課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局の運営に関する事 2 県等への報告、連絡に関する事 3 自衛隊派遣養成に関する事 4 他団体への応援要請に関する事 5 県防災ヘリコプター出動要請に関する事 6 連絡調整及び被害状況のとりまとめに関する事 7 防災会議に関する事 8 命令決定事項の伝達に関する事 9 職員の動員・派遣要請に関する事 10 無線、電話の管理に関する事 11 気象情報及び警報等の収集・伝達に関する事 12 各種陳情の応援、被災地の慰問に関する事 13 町民への広報に関する事 14 報道機関への発表及び防災広報に関する事 15 庁舎、その他の町有財産の災害対策に関する事 16 応急対策用物品の購入に関する事 17 公用車の配車に関する事 18 議員の調査に関する事 19 議会と会議に関する事 20 議員との連絡調整 21 その他議会に関する事 22 その他、他の部に属さない事
住民対策部	住民環境課長	保健福祉班	保健福祉課長 保健福祉センター長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防疫の総括に関する事 2 防疫活動に必要な情報等の収集に関する事 3 医療救護及び助産に関する事 4 医療機関との連絡に関する事 5 防疫用薬品の確保に関する事 6 医薬品の整備及び補給に関する事 7 毒劇物による事故防止に関する事 8 救護所の開設及び救急医療薬品等の確保に関する事 9 医療機器等の確保に関する事 10 被災者の保険医療及び相談に関する事 11 医療ボランティアの受入れに関する事 12 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 13 その他健康管理に関する事

部名	部長	班名	班長	事務分掌
		住民環境班	環境対策長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的な計画実施に関する事 2 救助活動に必要な情報等の収集に関する事 3 災害援護資金の融資に関する事 4 災害救助に必要な食糧等の確保に関する事 4 災害救助物資の輸送に関する事 5 災害救助に必要な物資、資材の確保に関する事 6 一般住宅及び人的被害状況に関する事 7 炊き出し物資の管理及び配分に関する事 8 避難者の把握に関する事 9 災害廃棄物の処理並びに一時保管場所の確保に関する事 10 被災地のゴミ、し尿収集処理並びに委託業者の連絡調整に関する事 11 その他福祉・環境に関する事
農林水産部	産業課長	産業班	商工水産長 うめ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地等及び農林関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 2 被災農家等の経営指導に関する事 3 農林関係災害対策の総合調整に関する事 4 被災農林業者に対する資金の融資に関する事 5 災害に伴う農業共済に関する事 6 商工関係被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 7 被災中小企業に対する融資に関する事 8 事業所等の被害調査に関する事 9 観光施設の被害調査に関する事 10 水産関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 11 船舶の確保に関する事 12 水産関係災害対策の総合調整に関する事 13 被災水産業者に対する資金の融資に関する事 14 その他農林・商工水産に関する事
建設部	建設課長	建設班	地籍対策長 検査室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 河川、海岸、漁港の被害調査及び災害応急対策に関する事 3 物の被害調査及び公営住宅等の災害応急対策に関する事 4 応急仮設住宅の建築に関する事 5 災害復旧に関する事 6 その他建設に関する事

部名	部長	班名	班長	事務分掌
文教部	教育次長	教育学習班	教育学習課長 (図書館長兼南部公民館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営に関する事 2 ヘリポートの開設・運営に関する事 3 教育関係の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 4 学校施設の災害応急対策に関する事 5 職員の動員、派遣及び救援に関する事 6 臨時の授業その他学校運営に関する事 7 教科書の調達に関する事 8 児童、生徒の保健管理に関する事 9 所管管理施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 10 PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関する事 11 文化財の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 12 その他教育に関する事
上下水道部	上下水道課長	上下水道班	上下水道課副課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 2 飲料水の供給に関する事 3 水道施設の復旧、資材の確保に関する事 4 下水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 5 下水道施設の復旧、資材の確保に関する事 6 その他上下水道に関する事
調査会計部	税務課長	調査会計班	税務課副課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務班への応援に関する事 2 災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関する事 3 被災に係る宅地建物の被害調査に関する事 4 罹災に関する証明の発行に関する事 5 救援金・見舞金の配分に関する事 6 その他調査に関する事 7 金銭物品の出納に関する事 8 災害義援金の分配業務に関する事 9 その他出納に関する事
消防部	消防団長	消防班	副団長	<ol style="list-style-type: none"> 1 編成及び事務分掌はみなべ町消防計画の定めるところによる 2 その他消防に関する事

第2節 情報計画

第2項 被害情報等の収集計画

被害状況即報および災害概況即報様式
様式4(その1)

被害状況即報

市町村名		みなべ町		区分		被害	
災害名	災害名			田	流失・埋没	ha	
	報告番号	第 報			冠水	ha	
報告者名		(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha	
区分		被害			冠水	ha	
人的被害	死者	人		文教施設	箇所		
	行方不明者	人			病院	箇所	
被害者	重傷	人		道路	箇所		
	軽傷	人		橋りょう	箇所		
住家被害	全壊	棟		河川	箇所		
		世帯		港湾	箇所		
半壊	棟			砂防	箇所		
	世帯			清掃施設	箇所		
一部破損	棟			崖くずれ	箇所		
	世帯			鉄道不通	箇所		
床上浸水	棟			被害船舶	隻		
	世帯			水道	戸		
床下浸水	棟			電話	回線		
	世帯			電気	戸		
り災世帯数	棟			ガス	戸		
	世帯			ブロック塀等	箇所		
り災者数	棟						
	世帯						
火災発生	棟			建物	件		
	世帯			危険物	件		
非住家	公共建物	棟		その他	件		
	その他	棟					

様式4 (その2)

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	みなべ町
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	負傷者	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		不 明	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

被害状況報告様式

様式 2

被害状況報告

概況 月 日 現在
 中間 月 日 現在
 確定 月 日

災害の種類	
発年月日	
発生場所	

区分		被害		区分		被害		区分		被害		対応措置等							
人的被害	死者	1	人	文教施設	全壊	30	箇所	農地	60	千円	農林水産業施設	県の防災体制			発令	解除			
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業用施設	61		千円	警戒配備						
	負傷者	重傷	3		人	その他	32		箇所	林業用施設		62	千円	備体制	配 第1号				
		軽傷	4		人	(計)	33		箇所	共同利用施設(農林)		63	千円		第2号				
全壊		5	棟	農地被害	畑	流失埋没	34	ha	共同利用施設(水産)	64	千円	県の水防体制			発令	解除			
半壊		6	世帯			冠水	35	ha		(計)	65	千円	防体	水備 第1号					
一部破損		7	人			流失埋没	36	ha			道路	66		千円	配制 第2号				
床上浸水		8	棟			冠水	37	ha				橋りょう		67	千円	第3号			
住家被害	全壊		9	世帯	一般林地	39	箇所	土木施設	河川	68	千円	県災害対策本部			設置				
	半壊		10	人	農林水産施設	農業用施設	40		箇所	海岸	69	千円	部名	計			団体		
	一部破損		11	棟		林業用施設	41		箇所	港湾	70	千円		災設					
	床上浸水		12	世帯		共同利用施設(農林)	42		箇所	砂防	71	千円			害置				
	床上浸水		13	人		共同利用施設(水産)	43		箇所	漁港	72	千円		対市					
	床上浸水		14	棟	土木施設	道路	44		箇所	(計)	73	千円			策町				
	床上浸水		15	世帯		橋りょう	45		箇所	病院	74	千円		本村					
	床上浸水		16	人		河川	46		箇所	水道	75	千円			部名				
	床上浸水		17	棟		海岸	47		箇所	清掃施設	76	千円		災適					
	床上浸水		18	世帯		港湾	48		箇所	県	一般	77			千円	害用			
床上浸水		19	人	砂防		49	箇所	企業局	78		千円	救市							
床上浸水		20	世帯	漁港	50	箇所	公社	79	千円	助町									
床上浸水		21	人	病院	51	箇所	市町村	80	千円		法村								
床上浸水		22	棟	水道	52	箇所	(計)	81	千円	名									
床上浸水		23	棟	清掃施設	53	箇所	小計	82	千円		計								
床上浸水		24	棟	商工関係	商工関係	54		公共施設被害	83	団体		避							
床上浸水		25	棟		がけくずれ	55	箇所	農産被害	84	千円	難発								
床上浸水		26	棟	鉄道不通	56	箇所	林産被害	85	千円	命令									
床上浸水		27	棟	船舶被害	57	隻	畜産被害	86	千円		令状								
床上浸水		28	棟	通信被害	58	回線	水産被害	87	千円	勸況									
床上浸水		29	棟	文教施設	59	千円	商工被害	88	千円		告								
床上浸水		30	棟				その他	89	千円	計									
床上浸水		31	棟				被害総額	90	千円		団体								
床上浸水		32	棟							消防職員出動延人数				人					
床上浸水		33	棟								消防団員出動延人数			人					
床上浸水		34	棟																

報告者	課	庁内電話
-----	---	------

被害状況認定及び報告書記入の基準表

被害の種類		番号 (*1)	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5 ~ 7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8 ~ 10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一部破損	11 ~ 13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
住家被害	床上浸水	14 ~ 16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17 ~ 19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

り 災 者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非 住 家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～ 26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～ 29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文 教 施 設	文教施設	30～ 33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農 地	田畑の流失埋没	34～ 37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	34～ 37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水に使ったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田、及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41の林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、85の林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～ 43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～ 50	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛 生 関 係 施 設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。

	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機器器具等をいう。）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		59	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		60～65	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		66～73	44～50に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	74	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	75	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	76	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、企業局、公社） 市町村	77～80	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		83	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	84	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	85	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	86	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	87	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	88	54に該当するものの被害額をいう。
	その他	89	59～88の各項に該当しないものをいう。

第3項 災害通信計画

防災無線

種類	内容	町内の設置場所および番号
和歌山県防災行政無線	県庁、各振興局と出先機関、市町村、及び防災関係機関の間で通信が可能	
防災関係機関の無線通信施設	警察、消防、関西電力、電源開発等	
非常通信協議会に要請する非常通信	近畿地方非常通信協議会に非常通信御確保を要請する	和歌山地区非常通信協議会事務局（県総務部消防防災課内）073-441-2264

災害時優先電話

	災害時優先電話		通話	変更
1	役場第1庁舎（総務課）	72・1223	FAX	旧 72・2161
2	役場第1庁舎（環境課）	72・3111		
3	南部幼稚園	72・2358		
4	岩代公民館	72・2127		
5	南部小学校	72・2139		旧 72・4301
6	南部中学校	72・2144		旧 72・4302
7	岩代小学校	72・2242		
8	上水道水源地	72・3238		
9	役場第2庁舎	74・3277		旧 74・2402
10	高城公民館	75・2455		
11	高城診療所	75・2005		
12	上南部中学校	74・3632		
13	上南部小学校	74・2004		
14	高城中学校	75・2530	FAX	
15	高城小学校	75・2214		
16	清川中学校	76・2167	FAX	
17	清川小学校	76・2002		

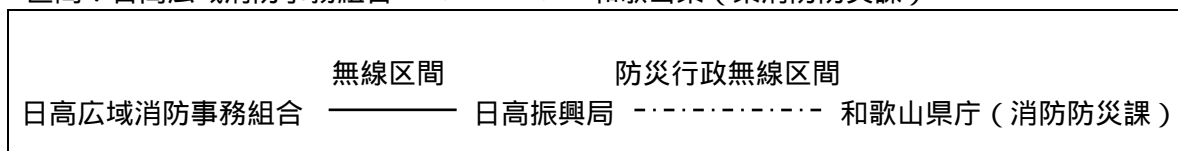
非常通信経路（町防災系）

区間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁との距離
みなべ町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		みなべ町役場 ————— 和歌山県庁 [県防] (総合防災課)	2.7km 構内
	B	0.5 km	J R 南部駅 ————— J R 和歌山市支社 [J R]	
	A	0.5 km	南部交番 ————— 県警察本部 [警察] (地域指導課)	
	B		田辺警察署 (田辺市ルート)	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

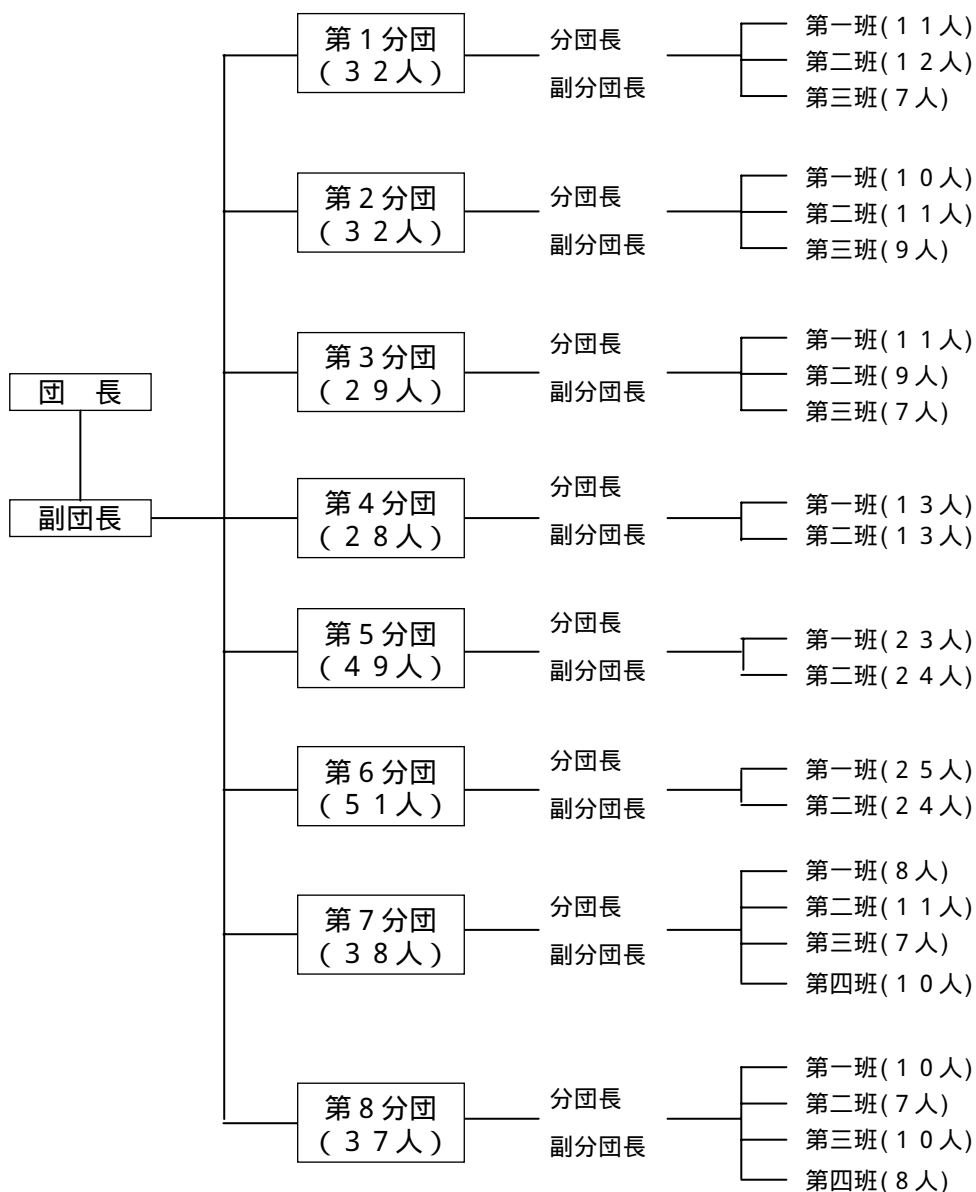
消防用県内共通無線非常通信経路

区間：日高広域消防事務組合 ↔ 和歌山県（県消防防災課）



第3節 消防計画

みなべ町消防団組織図



火災即報様式

第1号様式(火災)

第 報

爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)			
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所	出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	死者の生じた理由				
	負傷者 重症 人 中等 症 人 軽 症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 計部分焼棟 ば	棟棟棟棟棟棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他		台	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

第4節 水防計画

水位観測所

番号	河川名	観測所	所在地 (みなべ町)	水位		管理者	観測者	電話番号
				通報	警戒			
1	南部川	谷口	谷口	2.00m	2.20m	和歌山県	日高振興局建設部(テレメータ)	0738-22-3111
2	南部川	滝	滝	3.40m	4.00m	"	"	"
3	南部川	宇呂住	清川	ダム越流量8t/sec		みなべ町	南紀用水土地改良区	0739-74-3325
4	南部川	島之瀬	島之瀬	"		"	"	"

(資料：総務課)

第5節 災害者の救助保護計画

第1項 災害救助法の適用計画

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1.費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1.規格 1戸当たり 平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2.限度額 1戸当たり 2,346,000円以内 3.同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)				災害発生の日から20日以内着工	1.平均1戸当たり 29.7m ² 、 2,346,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3.供与期間 最高2年以内 4.民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 平均1,010円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1.夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2.下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2.現物給付に限ること				
		区分		1人世帯	2人世帯			3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊・全焼・流失	夏	17,200	22,100			32,600	39,300	49,500	7,200
			冬	28,400	36,700			51,200	60,500	75,400	10,300
半壊・半焼・床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,800	17,400	2,400				
	冬	9,000	11,900	16,800	20,000	25,200	3,300				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (急急的処置)	1.救護班...使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2.病院又は診療所...国民健 康保険診療報酬の額以 内 3.施術者...協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災 害のため助産の途を 失った者(出産のみな らず、死産及び流産を 含み現に助産を要す る状態にある者)	1.救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の 実費 2.助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以 内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
災害にか った者の救出	1.現に生命、身体が危 険な状態にある者 2.生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 3日以内	1.期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上
災害にか かった住宅の 応急修理	住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応 急修理することがで きない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分 1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	応急修理の範囲(中越地震時の 国通知別) 1.屋根、柱、床、外壁、基礎等 の応急修理 2.ドア、窓等の開口部の応急修 理 3.上下水道、電気、ガス等の配 管・配線の応急修理 4.衛生設備の応急修理
学用品の給 与	住宅の全壊(焼) 流 失半壊(焼) 又は床上浸 水により学用品を喪 失又はき損し、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1.教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届 出又はその承認を受け て使用している教材実 費 2.文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以 内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以 内(文房具及び通学 用品) 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四圍の事情 によりすでに死亡し ていると推定される 者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推 定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。) をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,300円以内 一時 保存 検案 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 一 体当たり 5,000円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1.検案は、原則として救 護班 2.輸送費、人件費は別途計上 3.死体の一時保存にドライ アイス購入費等が必要な場 合は当該地域における通常 の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 20,400円以内 薬剤師 16,600円以内 保健師、助産師、看護師 18,000円以内 土木技術、建築技術者 16,800円以内 大工 17,800円以内 左官 16,200円以内 とび職 17,400円以内 救急救命士 15,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

第2項 被災者生活再建支援法の適用計画

対象世帯と支給限度額

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) 500万円 の世帯	300万円	225万円
500万円 < (年収) 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円 < (年収) 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者等を含む世帯。

支援金の対象経費

下表に示す限度額の範囲内で、～ の経費に対して支給される。

	合計	{ ~ }	{ ~ }
複数(2人以上)世帯	300万円	{ 100万円 }	{ 200万円 }
単数(1人)世帯	225万円	{ 75万円 }	{ 150万円 }

生活に必要な物品の購入費又は修理費

自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費

住居の移転費または移転のための交通費

住宅を賃借する場合の礼金

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)

住宅の解体(除却)・撤去・整地費

住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(注)大規模半壊世帯は～のみ対象(100万円が限度)

(注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、さらに、の経費について合計金額の範囲内で70蔓延を限度に支給

(注)他の都道府県に移転する場合は～それぞれの限度額の1/2

第3項 避難計画

指定避難施設・場所

番号	地域名	名称	電話番号	住所	津波 HM	洪水 HM
1	谷口	上南部小学校 体育館	74-2004	谷口 549	記載 なし	
2	谷口	谷口区民会館	74-3568	谷口 357		
3	谷口	うめ振興館	74-3444	谷口 538-1		
4	谷口	生涯学習センター	74-3334	谷口 301-4		
5	筋	地藏堂	—			
6	筋	筋児童会館	—			
7	筋	筋区民会館	74 - 3533			
8	筋	超世寺	74 - 2445			
9	徳蔵	徳蔵区民会館	—	徳蔵 275-3		
10	熊岡	熊岡区民会館	74-3128	熊岡 144-13		
11	熊岡	道林寺	74-2099	熊岡 82		
12	晩稲	晩稲区民会館	74-3290	晩稲 1231		
13	晩稲	介護予防センター	74-3409	晩稲 148-1		
14	晩稲	光明寺	74-3110	晩稲 1007		
15	東本庄	上南部中学校 体育館	74-2044	東本庄 91		
16	東本庄	ふれあいセンター	74-3337	東本庄 100		
17	東本庄	上南部保育所	74-3022	東本庄 98-1		
18	東本庄	東本庄区民会館	74-3138	東本庄 571		
19	東本庄	辺川会場	74-3082	東本庄 1260-1		
20	東本庄	六十川会場	—	東本庄 1340		
21	東本庄	受領会場	74-2950	東本庄 1708		
22	東本庄	来迎寺	74-2635	東本庄 897		
23	西本庄	西本庄区民会館	74-3120	西本庄 746		
24	西本庄	西本庄多目的集会場	74-3624	西本庄 773		
25	西本庄	極楽寺	74-2448	西本庄 830		
26	滝	高城中学校 体育館	75-2224	滝 81		
27	滝	滝会場	—	滝 645-1		
28	滝	十輪寺	75-2009	滝 1214		
29	熊瀬川	熊瀬川旧集荷場	—			
30	熊瀬川	鶴の湯温泉	75-2616	熊瀬川 47		
31	高野	高野区民会館	75-2350	高野 526-1		

32	高野・土井	高城高齢者センター	75-2755	高野 1404		
33	土井	高城小学校 体育館	75-2214	土井 431		
34	市井川	市井川区民会館	75-2613	市井川 485-1		
35	滝・広野	高城公民館	75-2455	広野 9		
36	広野	高城保育所	75-2044	広野 9		
37	広野	広野区民会館	—	広野 182-2		
38	島之瀬	島之瀬多目的集会場	75-2240	島之瀬 685		
39	島之瀬	万年寺	75-2318	島之瀬 694		
40	東神野川	東神野川区民会館	75-2137	東神野川 490-1		
41	木の川	木の川会場	76-2445	清川 1068-5		
42	軽井川	備長炭振興館	76-2258	清川 1267		
43	軽井川	清川きらく園	76-2243	清川 1267		
44	軽井川	清川中学校 体育館	76-2135	清川 2202		
45	軽井川	清川公民館	76-2250	清川 2223		
46	軽井川	軽井川会館	76 2001	清川 2112-1		
47	軽井川	清川保育所	76-2251	清川 2229		
48	軽井川	本誓寺	76-2355	清川 1417		
49	大川	清川小学校 体育館	76-2002	清川 2340		
50	大川	大川区民会館	76-2212	清川 2538-1		
51	大川	万福寺	76-2057	清川 2833		
52	名之内	名之内多目的集会場	76-2053	清川 3807-1		
53	堺	堺児童会館		堺		
54	堺	漁民センター	—		×	
55	堺	農免道路周辺	—			×
56	埴田	ゆうゆう館	72-5900	埴田 1444-1		
57	埴田	埴田集落センター	72-4049	埴田 276-1		
58	埴田	国民宿舎 紀州路みなべ	72-3939	埴田 1540		
59	埴田	薬師寺	72-2813	埴田 89		
60	埴田	埴田ちびっ子広場	—			
61	片町・芝崎	J R 南部駅前	72-2078			
62	片町	社会福祉センター	72-5252	芝 447-2		
63	片町	南部高等学校	72-2056	芝 407		
64	埴田・片町	小川商店梅工場前	—			
65	片町	南部高等学校 農場前	72-3929			
66	片町	南部高等学校 寄宿舎	72-2475			
67	片町・新町	南部小学校 校舎	72-2139	北道 289		
68	北道	北道会館	72-5209	北道 59-1		

69	北 道	ブレア前	—			
70	南 道	南道会館	72-5129	南道 118-1	×	
71	南 道	大孫商店前駐車場	—			×
72	芝	芝会館	—	芝 721-10		
73	芝	金毘羅	—			
74	芝 崎	駅前集会所	—			
75	芝 崎	芝崎会館	72 - 5755	芝 261		
76	芝 崎	猪野第 1 集会所	—	芝 212-4		
77	芝 崎	猪野第 2 集会所	—	芝 183-9		
78	芝 崎	猪の山集会所	—	芝 10-6		
79	芝 崎	猪野山公園	—			
80	東吉田	東吉田会館	—	東吉田 213		
81	東吉田	南部保育所	72-4520	東吉田 11		
82	気佐藤	気佐藤会館	—	気佐藤 42	×	
83	気佐藤	4 2 4 号下川原橋付近空地	—			×
84	新 庄	新庄会館	—	気佐藤 473		
85	新 庄	片山商店前	—			
86	千鹿浦	千鹿浦広場	—			
87	山 内	新福寺	72-2146	山内 848		
88	山 内	紀州南部ロイヤルホテル前	—			
89	東岩代	ひかり保育所	72-3019	東岩代 2061		
90	東岩代	東岩代集落センター	—	東岩代 903-1		
91	東岩代	浜会場	—	東岩代	×	
92	東岩代	浜の岡周辺	—	東岩代		×
93	東岩代	東中村会場	—	東岩代 785-1		
94	東岩代	久木会場	72-3578	東岩代 1625-1		
95	東岩代	中根会場	—	東岩代 2068		
96	西岩代	岩代小学校	72-2242	西岩代 2162		
97	西岩代	南部公民館 岩代分館	72-2127	西岩代 1648		
98	西岩代	伏山・向山会館	—	西岩代		
99	西岩代	西中村会場	—	西岩代 1257-1		
100	西岩代	戸仲会場	—	西岩代 801-1		
101	西岩代	光照寺	72-2415	西岩代 495		

避難所設置費

避難所設置費のなかで、国庫負担の対象となる経費は、おおむね次のとおり。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹸等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

第6項 給水計画

水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書

協定名称	提携年月日	団体名
水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	平成8年2月23日	日本水道協会和歌山県支部

第8項 住宅・宅地対策計画

住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のものである、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
<p>(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	

第9項 医療助産計画

町内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
辻村外科	東吉田282	72-2522	
野村小児科・内科	北道139	72-3997	
浜口医院	芝669	72-5286	
ひがし内科クリニック	東本庄589-1	74-3269	
森上医院	北道182	71-2021	
本多内科	芝455-2	71-2656	
出口産婦人科	北道26-6	72-2662	
高城診療所	広野2-2	75-2005	

(資料：健康福祉課)

医薬品・血液調達先

(ア) 血液調達先

名称	所在地	電話
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市栄谷字丸江153	073-455-6613
和歌山県田辺赤十字血液センター	田辺市芳養町54-1	0739-25-0005

(イ) 医薬品等主要調達先

名称	所在地	電話
アルフレッサ(株)田辺支店	田辺市元町1130	0739-23-1791
(株)クラヤ三星堂 田辺支店	田辺市稲成町上田山444	0739-22-4511
(株)ケーエスケー 紀南支店	田辺市上の山1-12-13	0739-22-6621
(株)ススケン 田辺支店	田辺市新万26-17	0739-25-5035
(株)大黒	和歌山市手平3-8-43	073-43-0316
誠光堂(株)	田辺市新庄町東跡之浦2744	0739-25-5867

(資料：県計画・資料編(平成17年度修正))

保健所管内別医療機関及び医療関係人員

医療施設					医療関係者					
病院		診療所		歯科診療所	医師	歯科医 師	薬剤師	保健師	助産師	看護師・ 准看護師
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数						
		11	37	4	9	5	15	7		62

(資料：県計画・資料編(平成17年度修正))

地区医師会所在地・連絡先

医師会名	住所	電話・FAX
田辺市医師会	〒646-0033 田辺市新屋敷町1-8	TEL 0739-22-1978 FAX 24-2895
日高医師会	〒644-0002 御坊市藪290	TEL 0738-22-3144 FAX 23-5472

(資料：県計画・資料編(平成17年度修正))

第12項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																								
災害弔慰金	(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の火災	市町村のうち当該災害により死亡(災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む)した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の傷害がある者																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害弔慰金</th> <th>災害傷害見舞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250万円</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害弔慰金	災害傷害見舞金	生計維持者	500万円	250万円	その他	250万円	125万円															
区分	災害弔慰金	災害傷害見舞金																								
生計維持者	500万円	250万円																								
その他	250万円	125万円																								
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害	市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th> <th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合</th> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財等の損傷がない場合</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災等1/3以上の損傷がある場合</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額		世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合	家財等の損傷がない場合	150万円		火災等1/3以上の損傷がある場合	250万円	150万円	住居が半壊した場合	270万円	170万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円	住居が全壊した場合	350万円	250万円	上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円	住居の全体が滅失若しくは流失した場合
災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額																									
	世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合																								
家財等の損傷がない場合	150万円																									
火災等1/3以上の損傷がある場合	250万円	150万円																								
住居が半壊した場合	270万円	170万円																								
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円																								
住居が全壊した場合	350万円	250万円																								
上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円																								
住居の全体が滅失若しくは流失した場合		350万円																								

注(1) 所得制限有り

- (2) 利率 年3% (据置の期間中は無利子)
- (3) 据置期間 3年 (特別の場合は5年)
- (4) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (5) 償還方法 年賦又は半賦

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正)町条例)

第6節 保健衛生計画

第1項 防疫計画

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	町本部	県支部保健班(保健所)	県本部防疫班(健康対策課)
検病調査		検病調査班を編成し、実施する	
健康診断		検病調査の結果必要と認め足りるときは県本部と協議の上行う	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保
患者の入院		感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる
生活の用に供される水の供給	県支部の指示により実施	町本部に指示する	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。
消毒	県支部の命令により実施	〃	町の被害激甚でその機能が著しく阻害され町本部が実施できないか実施しても不十分であると県本部が認めるときは県本部が代執行する。
ねずみ族昆虫駆除	県支部の指示により実施	町本部に実施範囲、期間を指示する	
集団避難所	集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する(自治組織の編成)		
臨時予防接種	町本部で実施することが可能と認め県支部が命令したときは、町本部において実施する	県本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施する	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して県支部に臨時予防接種を命ずる

第15節 道路交通輸送計画

第1項 道路交通の応急対策計画

基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式

<p>The diagram shows a rectangular sign with a total width of 840 mm and a total height of 1,200 mm. At the top, a blue box contains the text '災害対策基本法に基づく防災訓練通行止' in white. Below this is a circular prohibition sign with a diameter of 600 mm and a diagonal bar of 80 mm thickness. At the bottom, there are three horizontal boxes for '対象' (Target), '区及区域ひ番' (District and Area Number), and '期間' (Period). Dimensions are provided for all elements, including margins and box sizes.</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。 2. 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。 3. 図示の長さの単位は、cmとする。 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。
<p>The diagram shows a rectangular sign with a total width of 840 mm and a total height of 1,200 mm. At the top, a blue box contains the text '災害対策基本法に基づく防災通行止' in white. Below this is a circular prohibition sign with a diameter of 600 mm and a diagonal bar of 80 mm thickness. At the bottom, there are three horizontal boxes for '対象' (Target), '区及区域ひ番' (District and Area Number), and '期間' (Period). Dimensions are provided for all elements, including margins and box sizes.</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。 5. 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。 6. 図示の長さの単位は、cmとする。 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。

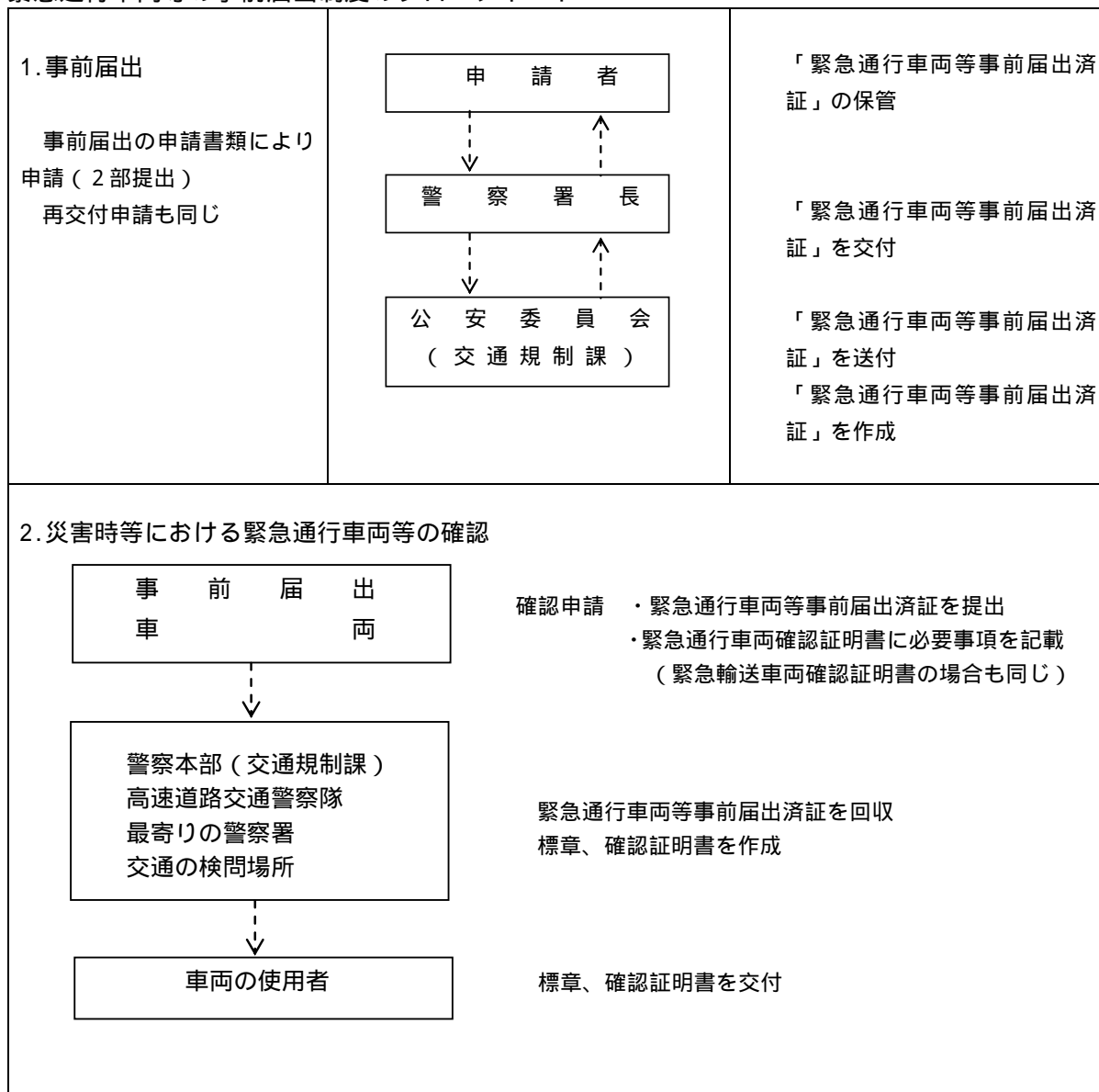
(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式

<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 登録(車両)番号 <input style="width: 100px; height: 15px;" type="text"/> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 有効期限 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/>年 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/>月 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/>日 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 15 21 </div>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 2. 記号の部分に表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施すものとする。 3. 図示の長さの単位は、mmとする。 																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">第 号</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">知 事 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">番号標に表示されている番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用者</td> <td style="padding: 5px;">住所 () 局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">通行日時</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">通行経路</td> <td style="padding: 5px;">出 発 地 目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		第 号	年 月 日	緊急通行車両確認証明書		知 事 印		公安委員会 印		番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)		使用者	住所 () 局 番		氏 名	通行日時		通行経路	出 発 地 目 的 地	備 考	
第 号	年 月 日																						
緊急通行車両確認証明書																							
知 事 印																							
公安委員会 印																							
番号標に表示されている番号																							
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)																							
使用者	住所 () 局 番																						
	氏 名																						
通行日時																							
通行経路	出 発 地 目 的 地																						
備 考																							

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



別記様式第1号

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 申請者 住所 印 氏名 電話 () 局 番	
番号標に標示されている番号	
車両の用途	
輸送人員又は品名	
使用者	住所 電話 () -
	氏名
出 発 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表面)

災害応急対策用

第 号

緊急通行車両事前届出済証

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(裏面)

- 注 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を経由）に届け出て再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

車 両 番 号	
---------	--

災害時における確認欄	確認日時	年 月 日 午前・後 時 分
	確認場所	
	確認者所属・氏名	

異常気象時における道路通行規制基準

路線名	担当建設部	規制区間		交通量 T99 台/日	規制条件（通行止）			区間内危険箇所数、危険内容				
		所在地	延長 (km)		気象等基準値		気象等観測所	総合判定				危険内容
					連続雨量 mm	時間雨量 mm					計	
国道424号	西牟婁 日高	田辺市龍神村福井 みなべ町清川	8.9	1,243	160	30	みなべ町清川	5	13	0	18	落石、 土砂崩落
国道424号	日高	みなべ町清川 みなべ町西本庄	18.0	1,243	160	30	みなべ町役場 第二庁舎 清川観測所	5	8	0	13	落石、 土砂崩落

（資料：和歌山県地域防災計画・資料編（平成17年度修正））

第16節 自衛隊派遣要請等の計画

知事への部隊派遣要請書及び部隊等の撤収要請書の様式

別記 (3)

番 号
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他

別記 (4)

番 号
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

部 隊 等 の 撤 収 要 請

〇年〇月〇日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

1 撤収日付

2 撤収を要請する理由

第17節 県防災ヘリコプター活用計画

緊急時におけるヘリコプター発着予定地

名称	所在地		施設管理者		東西× 南北 (m)	備考
	住所	電話番号	氏名	電話番号		
名之内広場	清川 3940	-	町教育委員会	0739 - 74 - 2191		
清川中学校	清川 2202	0739 - 76 - 2135	町教育委員会	0739 - 74 - 2191		
清川球場	清川 1267	0739 - 76 - 2250	町教育委員会	0739 - 74 - 2191	100 × 100	
西本庄グランド	西本庄 1100	-	町教育委員会	0739 - 74 - 2191	100 × 90	
共和球場	筋 24	0739 - 74 - 2191	町教育委員会	0739 - 74 - 2191	100 × 100	
上南部中学校	東本庄 91	0739 - 74 - 2044	町教育委員会	0739 - 74 - 2191		
ミナベ化工(株)工場敷地	気佐藤 321-2	0739 - 72 - 3220	ミナベ化工 (株)	0739 - 72 - 3220		
町民広場	気佐藤	-	町教育委員会	0739 - 74 - 2191		
南部高等学校	芝 407	0739 - 72 - 2056	学校長	0739 - 72 - 2056	100 × 110	
南部小学校	北道 292	0739 - 72 - 2139	町教育委員会	0739 - 74 - 2191	80 × 80	北方に 校舎
岩代小学校	西岩代 2162	0739 - 72 - 2242	町教育委員会	0739 - 74 - 2191	85 × 65	北方に 校舎
千里ヶ丘球場	山内 1570-116	0739 - 72 - 4367	町長	0739 - 72 - 2015		

(資料：総務課)

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して、行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品名及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

- 2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 8 条 第 4 条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第 4 条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 9 条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第 8 条の規定にかかわらず、和歌山県が負担する物とする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編（平成17年度修正）)

林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

番号	名称	所在地		施設管理者		東西×南北 (m)	備考
		住所	電話番号	氏名	電話番号		
26	西本庄グラウンド	西本庄1100		町教育委員会	0739-74-2191	80×80	

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編(平成17年度修正))

第4章 災害復旧計画

り災証明書交付申請書・委任状・り災証明書
別記様式第1号(第3条関係)

り災証明書交付申請書

みなべ町長		様		第		号	
申請者 本人確認できるものを 提示してください (関係)	住所		電話				
	フリガナ						
	氏名				印		
	所有者	居住者	管理者	代理人()			
申請年月日	年 月 日						
り災年月日	年 月 日						
り災場所等	みなべ町						
	住家		非住家				
り災世帯の 構成員	氏名	性別	年齢			男女	
		男女				男女	
		男女				男女	
		男女				男女	
災害区分	台風(第 号) 地震		その他()				
り災状況	建物	収容物	その他()				
り災程度	全壊 床上浸水 その他()	半壊 床下浸水	一部破損				
特記事項							
用途	災害救助関係	保険請求	その他()				
事実確認	(地区) 支所長・連絡所長 災害調査員(氏名)		総合防災課職員 その他()				
備考							

年 月 日 交付

委任状

私は、

受任者	住 所
	フリガナ
	氏 名

を私の代理人に選任し、り災証明書の交付の申請及び受領に関する行為を委任します。

年 月 日

住所

委任者

氏名

印

